

# 動物愛護推進員制度

## 【動物愛護推進員とは】

知事は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法律」という。)第 21 条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第 46 条に基づき地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する都民のうちから動物愛護推進員を委嘱できます。

動物愛護推進員による法律及び条例で規定された動物の愛護及び適正飼養に係る活動と行政と民間との協働・連携等を通じて地域における「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図るものです。

## 【動物愛護推進員を設置した背景】

近年、人と動物を取り巻く環境は大きく変化し、動物との共生の推進がますます重要視されるようになりました。国では動物が命あるものであり、人と動物との共生に配慮することを基本原則として法律が改正されました。都においても、こうした動きを踏まえ、平成 14 年 3 月に条例を改正しました。この改正により「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を将来に目指す方向として明記され、施策面において特に行政と民間との協力の重要性から、その具体策の一環として、動物愛護推進員の導入が必要となりました。

## 【具体的な活動内容及び方法】

< 法第 21 条第 2 項に規定する活動 >

- 1 動物の愛護と適正飼養の重要性について都民の理解を深めること。
- 2 犬猫の繁殖防止、不妊去勢手術その他の措置に関する必要な助言
- 3 動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援
- 4 都区市町村が行う施策への協力

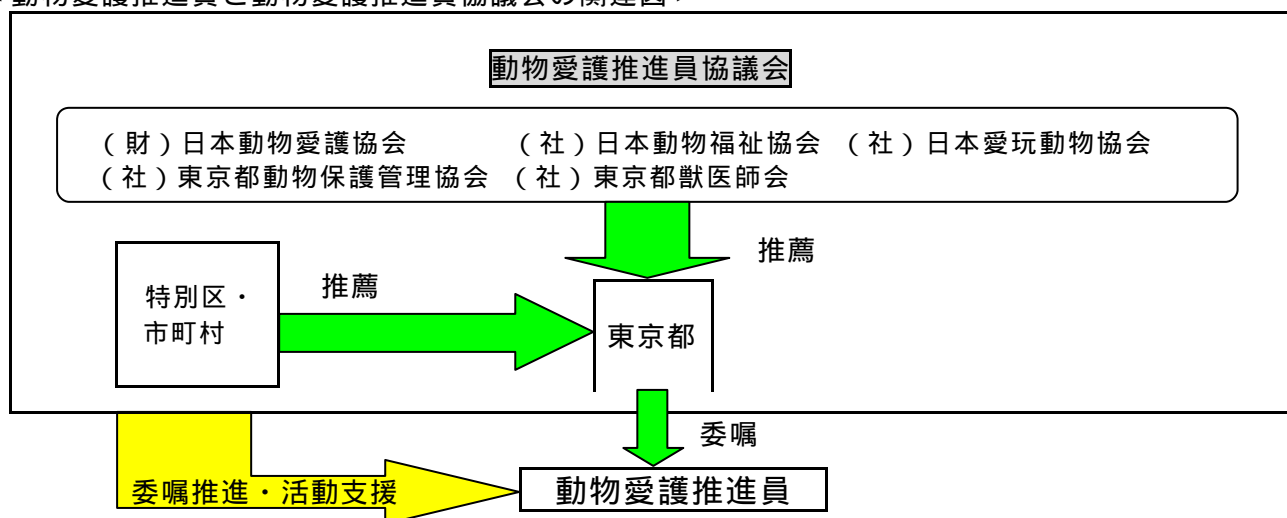
< 条例第 46 条に規定する活動 >

- 1 飼い主になろうとする者に対し、飼養目的、環境に適した動物の選び方に関する必要な助言
- 2 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言

## 【動物愛護推進員協議会とは】

動物愛護推進員協議会は、法律第 22 条に規定され、動物愛護推進員の委嘱の推進と活動に対する支援と調整等について必要な協議を行う組織です。この組織は、行政機関及び関係団体等から推薦を受けた代表者による委員で構成され、委員の任期は 3 年です。(平成 15 年度現在 9 名で構成)

< 動物愛護推進員と動物愛護推進員協議会の関連図 >



## 動物愛護推進員制度とは

### < 設置及び活動の根拠 >

東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 54 年東京都条例第 81 号）

#### （動物愛護推進員）

第 46 条 知事は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と識見を有する都民のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 前項の動物愛護推進員は、法第 21 条第 1 項に規定する動物愛護推進員とする。

3 動物愛護推進員は、法第 21 条第 2 項に掲げるもののほか、次に掲げる活動を行う。

一 飼い主になろうとする者に対し、その求めに応じて、飼養の目的、環境等に適した動物の選び方に関する必要な助言をすること。

二 飼い主に対し、その求めに応じて、動物の適正な飼養方法に関する必要な助言をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定めること。

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

#### （動物愛護推進員）

第 21 条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

#### （協議会）

第 22 条 都道府県等、動物の愛護を目的とする公益法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

## 飼い主のいない猫との共生モデルプラン実施状況

飼い主のいない猫にかかわる問題を、人と猫とが共存する方向で地域住民と民間動物愛護団体及び行政が協働して解決を図る試行的な取り組みを行う地域を「モデル地域」に指定し、問題解決に向けた活動をモデルプランとして区市町村及び都が連携して支援を行う。構築された複数のモデルプランを、広く応用可能なガイドラインとしてまとめ今後の「飼い主のいない猫」対策の指針とする。平成 13 年度から 15 年度までの計画期間中に条件の異なる 10 地域程度を指定する。

平成 15 年 7 月現在までに 8 地域をモデルプランに指定している。

### 平成 15 年度

- 1 国立市（平成 15 年 5 月 28 日指定）

#### 地域の概要

捨て猫が多い河川に隣接した集合住宅における住民の活動  
活動が動物遺棄防止につながることを目指す

- 2 葛飾区（平成 15 年 5 月 29 日指定）

#### 地域の概要

住居への猫の侵入、糞尿の悪臭等の被害に悩んでいた集合住宅自治会が、一部の居住者を中心に自治会が問題解決を進め、地域全体のモラルアップを目標にする

### 平成 14 年度

- 1 立川市（平成 14 年 7 月 15 日指定）

#### 地域の概要

餌を与えていた人が死亡し残された猫に対する地域住民の活動

- 2 新宿区（平成 14 年 8 月 20 日指定）

#### 地域の概要

猫対策に悩んでいた町会長が中心となって活動が行われている地域  
モデルプラン地域の活動を参考に住民が主体的に活動を開始したもの

- 3 世田谷区（平成 14 年 12 月 26 日指定）

#### 地域の概要

高齢者が多い集合住宅の地域。動物愛護団体の支援を得て自治会が取り組んでいる

- 4 西東京市（平成 15 年 1 月 15 日指定）

#### 地域の概要

無責任な餌やりにより増えた猫を、地域住民が餌を与える人の意識改革を図りながらともに活動して解決を目指す地域

### 平成 13 年度

- 1 新宿区（平成 13 年 4 月 13 日指定）

#### 地域の概要

飼い主のいない猫の増加を抑えるため、住民の話し合いにより解決を図っている

- 2 西東京市（平成 13 年 9 月 21 日指定）

#### 地域の概要

地域の理解合意形成を得るため地道な話し合いが行われ、地域での人と猫との共存が進んでいる